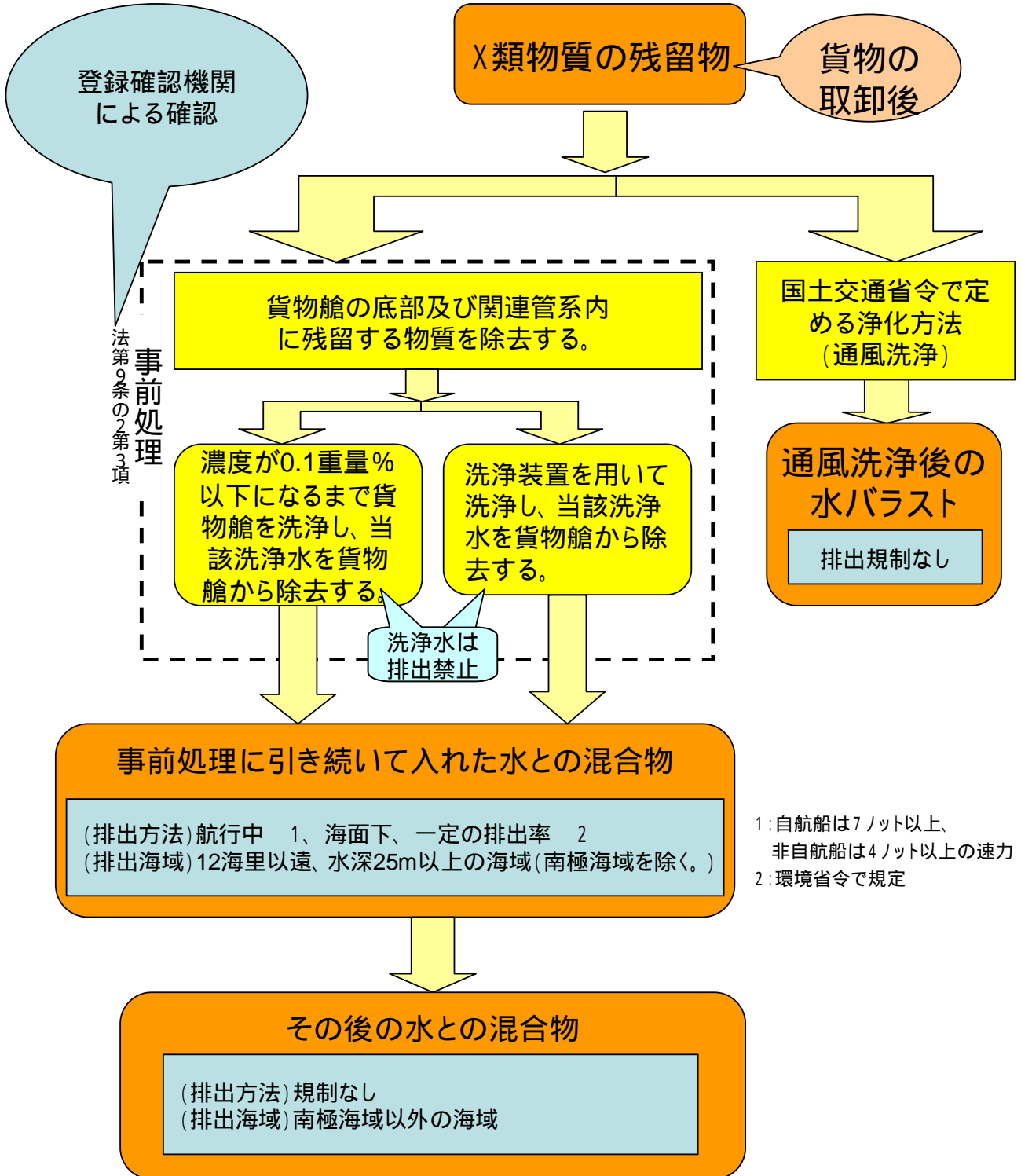


有害液体物質の残留物の排出管理について

(新マルポール条約附属書 第13規則及び第16規則)

[X類物質の場合]



登録確認機関
による確認

X類物質の残留物

貨物の
取卸後

法第9条の2第3項
事前処理

貨物艙の底部及び関連管系内
に残留する物質を除去する。

国土交通省令で定
める浄化方法
(通風洗浄)

濃度が0.1重量%
以下になるまで貨
物艙を洗浄し、当
該洗浄水を貨物
艙から除去する。

洗浄装置を用いて
洗浄し、当該洗浄
水を貨物艙から除
去する。

通風洗浄後の
水バラスト

排出規制なし

洗浄水は
排出禁止

事前処理に引き続いて入れた水との混合物

(排出方法) 航行中 1、海面下、一定の排出率 2
(排出海域) 12海里以遠、水深25m以上の海域(南極海域を除く。)

1: 自航船は7ノット以上、
非自航船は4ノット以上の速力
2: 環境省令で規定

その後の水との混合物

(排出方法) 規制なし
(排出海域) 南極海域以外の海域

有害液体物質の残留物の排出管理について

(新マルポール条約附属書 第13規則)

[Y類物質・Z類物質の場合]

